



# 中村会計だより 9・10月号

## 中小企業経営力強化税制

### 1 制度の概要

青色申告書を提出する 中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき 一定の設備を新規取得等して 指定事業の用に供した場合、**即時償却又は取得価額の10%税額控除**を選択適用することができます。

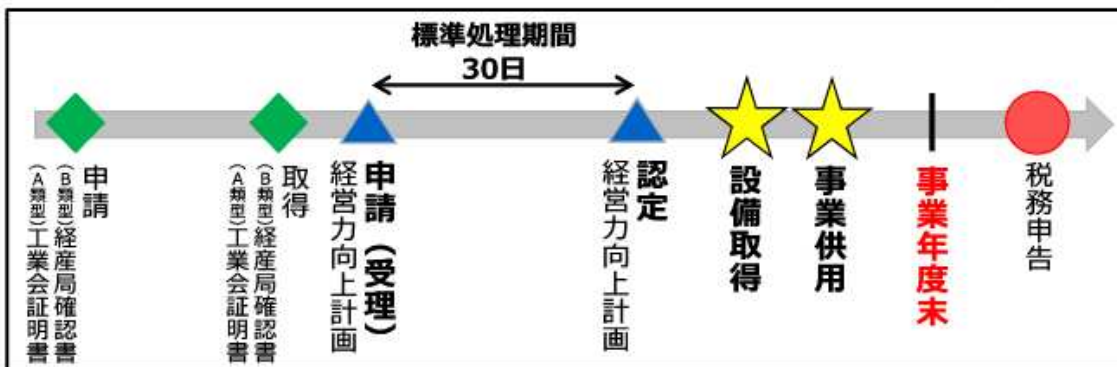
(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、**その事業年度の法人税額又は所得税の20%までが上限**となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

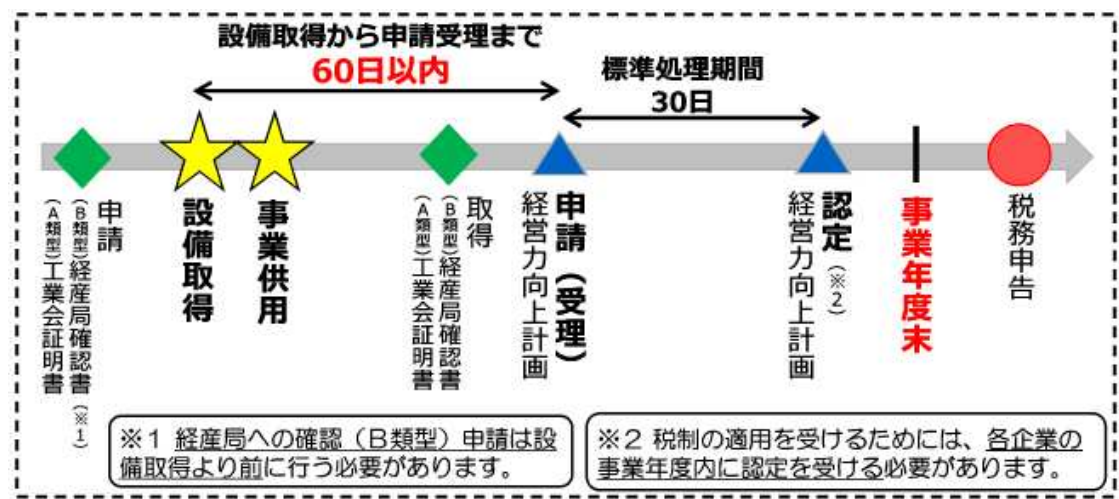
### 2 設備の取得時期について

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



### 3 対象設備について（購入&リース適用可能）

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て(試験・測定機器、冷凍陳列棚など)	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て(ボイラー、LED照明、空調など)	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

生産等設備を構成するものであることが必要。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は**対象外**。国外への投資、中古資産・貸付資産等も**対象外**。設備投資予定がある場合は、**事前**に監査担当者にご相談ください。

### 4 工業会等による証明書について

設備取得の前に、設備メーカーに証明書発行を依頼し、設備メーカーを通じて工業会等から生産性向上要件を満たす設備であることの証明書を取得してください。なお、証明書は申請してから発行されるまで数日~2ヶ月程度かかるため、**事前**に監査担当者にご相談下さい。

### 5 即時償却と税額控除の比較イメージ

毎期2,500千円の利益を出している法人が、2,500千円の機械(耐用年数10年)を購入した場合。(法人税率30%で試算)

#### ケース

##### 【通常】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
利益 2,500 千円											
減価償却	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	2,500
納税	675	675	675	675	675	675	675	675	675	675	6,750

#### ケース

##### 【即時償却】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
減価償却	2,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
納税		750	750	750	750	750	750	750	750	750	6,750

#### ケース

##### 【税額控除】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
減価償却	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	2,500
納税	540	560	675	675	675	675	675	675	675	675	6,500

税額が最も低い

(本来) 675 675  
 (税額控除) 135 115 (20%限度のため1年繰越)